

君津市消防施設個別施設計画

令和3年3月

君津市

目次

第1章 消防施設個別施設計画の背景及び目的等	1
1 背景及び目的	1
2 計画期間	1
3 対象施設	2
第2章 消防施設の現状と目指すべき姿	3
1 設置目的・職団員数状況の実態	3
2 社会情勢等を踏まえた目指すべき姿	8
第3章 消防施設の状況	9
1 老朽化の実態	9
2 老朽化状況の実態を踏まえた課題	13
第4章 対策の優先順位の考え方	14
1 対策の優先順位の考え方	14
2 対策の優先順位	15
3 対策周期の設定	15
第5章 消防施設の今後の基本方針	17
1 公共施設の今後の考え方	17
2 機能・施設の方向性	18
3 改修の方針	21
第6章 消防施設の事業化の見込み	22
1 事業化の見込み	22
第7章 個別施設計画の推進	26
1 推進体制等	26

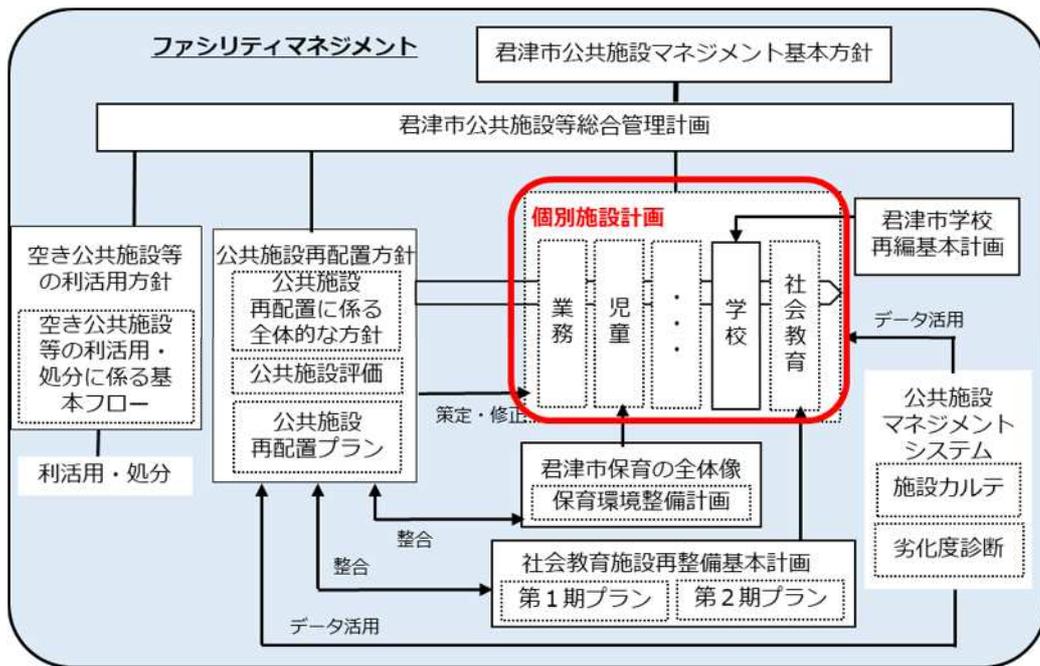
第1章 消防施設個別施設計画の背景及び目的等

1 背景及び目的

個別施設計画は、君津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、劣化度診断調査によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や事業見込みを定めるものであり、国のインフラ長寿命化基本計画(平成25年11月策定)に準じ、策定する計画となる。

個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等を行い、「質」、「量」、「財政負担」の最適化を図ることにより、需要に合った、ムダのない、持続可能な公共施設の管理を目指す。

図表1 個別施設計画の位置づけ



2 計画期間

計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ、計画策定から令和28年度までとする。

ただし、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズの変化、事業の進捗状況に対応するため、原則5年を目安に見直しを行うこととし、君津市総合計画及び公共施設再配置方針等と整合、連携を図るため、必要に応じて適宜内容の見直しを行う。

3 対象施設

計画の対象消防施設は、以下の施設とする。

整理番号	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
6	消防本部・本署	奎師3-1-25	5,884.00	3,756.89
7	消防署小系分署	鎌滝441-1	1,634.00	612.93
8	消防署上総分署	久留里市場423-1	2,735.45	737.37
9	消防署松丘分署	広岡1795-1	1,410.21	533.79
10	消防団第1分団機庫	外箕輪1-12-2	84.23	52.00
11	消防団第2分団機庫	南子安1-22-13	214.87	53.70
12	消防団第3分団機庫	尾車字岩田160・160-1	168.48	53.70
13	消防団第4分団機庫	宮下2-26	100.00	51.90
14	消防団第5分団機庫	貞元字旭40-2	333.00	53.70
15	消防団第6分団機庫	上湯江1084-1	130.54	46.40
16	消防団第7分団機庫	中野3-10-6	274.00	59.60
17	消防団第8分団機庫	坂田字花の井1753-1	473.34	46.40
18	消防団第9分団機庫	大和田2-4-7	119.55	58.00
19	消防団第10分団機庫	人見字神門1294-14	98.70	46.40
20	消防団第11分団機庫	中島字ボチヤシキ718-90	160.29	46.40
21	消防団第12分団機庫	泉字川島564-2	102.05	46.40
22	消防団第13分団機庫	大井字栢ノ木343-4	125.91	46.40
23	消防団第14分団機庫	根本字屋佐台南450-1	223.50	66.24
24	消防団第15分団機庫	糸川字堂上619-1	320.00	52.00
25	消防団第16分団機庫	鎌滝字屋敷田373	100.00	51.90
26	消防団第17分団機庫	糠田字中田150-3	207.00	46.37
27	消防団第18分団機庫	西猪原字堰端166-1	202.84	66.24
28	消防団第19分団機庫	市宿字町田260-1	-	-
29	消防団第20分団機庫	植畑字蕪谷501-7	235.23	46.40
30	消防団第21分団機庫	辻森字新道263-6	200.05	52.70
31	消防団第22分団機庫	正木字新林211-6	52.00	46.40
32	消防団第23分団機庫	旅名字寺の台131-16~20	246.06	46.40
33	消防団第18分団二部機庫	鹿野山字鹿野山324-25	107.90	64.50
34	消防団第25分団機庫	西原字下宿949-1	74.82	46.40
35	消防団第26分団機庫	戸崎字御蔵前881-8・9	168.34	58.00
36	消防団第27分団機庫	俵田字後原284	102.24	46.40
37	消防団第28分団機庫	末吉字松ノ田152-7	67.34	46.40
38	消防団第29分団機庫	久留里市場字西後473-13	173.71	46.40
39	消防団第30分団機庫	浦田字叶谷885-1	60.14	46.40
40	消防団旧第31分団機庫	怒田字仁王堂130-3	298.94	46.40
41	消防団第32分団機庫	向郷字堰原1140-4	90.45	58.00
42	消防団第33分団機庫	久留里大谷445-1	678.86	46.40
43	消防団第34分団機庫	川谷字下夕田429-4	320.72	46.40
44	消防団第35分団機庫	平山字新田421	94.94	46.40
45	消防団第36分団機庫	山滝野字白樺238-2・239-1	210.91	46.40
46	消防団第37分団機庫	大坂字姥田795-4	93.48	46.40
47	消防団第38分団機庫	広岡字柳瀬1136-1・1057-2ほか	177.30	46.40
48	消防団第39分団機庫	大戸見字三本松3355-2	70.74	46.40
49	消防団第40分団機庫	大戸見旧名殿字上の台270-10	242.50	59.60
50	消防団第41分団機庫	藤林字前畑51-10	282.44	64.20
51	消防団第42分団機庫	笹字中笹636-2・634-1	43.38	46.40
52	消防団第43分団機庫	坂畑字萩原212-7・8	121.11	46.40
53	消防団第44分団機庫	蔵玉字押廻シ485-2	130.00	46.40

第2章 消防施設の現状と目指すべき姿

1 設置目的・職団員数状況の実態

(1) 設置目的

消防施設は、消防組織法第1条に規定する消防の任務を遂行するために必要な拠点施設たることを目的とする。

(2) 関係法令、条例等

- ・消防組織法第1条、第6条、第9条、第10条、第18条
- ・君津市消防本部及び消防署設置条例
- ・君津市消防団の設置等に関する条例

(4) 消防職団員数状況

消防職員数については、ちば消防共同指令センターへの派遣を含め定数どおりの人員となっている。

消防団員数については、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、全体的に減少傾向にあり、定数を下回っている状況にある。

図表2 消防職員数

整理番号	施設名	職員数(人)	整理番号	施設名	職員数(人)
		H30			H30
6	消防本部・本署	89	8	消防署上総分署	23
7	消防署小系分署	23	9	消防署松丘分署	23

合計158人

図表3 消防団員数

整理番号	施設名	団員数(人)	整理番号	施設名	団員数(人)
		H30			H30
10	消防団第1分団機庫	19	26	消防団第17分団機庫	18
11	消防団第2分団機庫	20	27	消防団第18分団機庫	26
12	消防団第3分団機庫	16	28	消防団第19分団機庫	17
13	消防団第4分団機庫	16	29	消防団第20分団機庫	19
14	消防団第5分団機庫	21	30	消防団第21分団機庫	15
15	消防団第6分団機庫	20	31	消防団第22分団機庫	17
16	消防団第7分団機庫	19	32	消防団第23分団機庫	12
17	消防団第8分団機庫	17	33	消防団第18分団二部機庫	-
18	消防団第9分団機庫	18	34	消防団第25分団機庫	17
19	消防団第10分団機庫	18	35	消防団第26分団機庫	25
20	消防団第11分団機庫	21	36	消防団第27分団機庫	25
21	消防団第12分団機庫	18	37	消防団第28分団機庫	28
22	消防団第13分団機庫	21	38	消防団第29分団機庫	23
23	消防団第14分団機庫	21	39	消防団第30分団機庫	22
24	消防団第15分団機庫	21	40	消防団旧第31分団機庫	-
25	消防団第16分団機庫	18	41	消防団第32分団機庫	17

整理 番号	施設名	団員数 (人)	整理 番号	施設名	団員数 (人)
		H30			H30
42	消防団第33分団機庫	13	48	消防団第39分団機庫	16
43	消防団第34分団機庫	13	49	消防団第40分団機庫	16
44	消防団第35分団機庫	17	50	消防団第41分団機庫	18
45	消防団第36分団機庫	16	51	消防団第42分団機庫	14
46	消防団第37分団機庫	14	52	消防団第43分団機庫	18
47	消防団第38分団機庫	17	53	消防団第44分団機庫	16

合計773人

(5) 常備消防施設のコスト

コストは、施設の維持に係る委託料、使用料及び賃借料など事業の経費を含みます。年度間の維持管理コストを比較すると、ほぼ横ばいとなっているが、施設の老朽化に伴い維持補修費が、今後増加することが想定される。

表4 常備消防施設関連経費の推移

消防本部・本署

単位：円

年度	光熱水費	電話代	委託料	その他物件費	維持補修費	合計
H30	10,762,054	866,763	5,799,924	36,344,112	1,633,713	55,406,566
H29	12,758,129	841,884	4,784,292	34,070,041	4,408,641	56,862,987
H28	13,534,059	770,073	5,639,328	27,726,957	1,433,082	49,103,499
H27	14,972,990	768,370	5,193,612	28,160,948	1,412,002	50,507,922
H26	15,755,122	868,815	5,247,612	20,658,955	1,716,777	44,247,281
平均	13,556,471	823,181	5,332,954	29,392,203	2,120,843	

消防署小糸分署

年度	光熱水費	電話代	委託料	その他物件費	維持補修費	合計
H30	1,437,802	36,577	157,018	117,790	0	1,749,187
H29	1,471,716	36,670	139,749	605,278	173,070	2,426,483
H28	1,405,709	40,042	410,837	1,086,557	3,540	2,946,685
H27	1,560,790	41,063	408,658	910,818	30,672	2,952,001
H26	1,620,469	42,735	375,189	975,718	81,000	3,095,111
平均	1,499,297	39,417	298,290	739,232	57,656	

消防署上総分署

年度	光熱水費	電話代	委託料	その他物件費	維持補修費	合計
H30	2,070,077	70,881	224,840	217,919	102,600	2,686,317
H29	1,893,804	77,904	224,840	202,777	0	2,399,325
H28	1,793,158	135,628	495,688	321,239	0	2,745,713
H27	1,978,998	173,686	471,840	301,050	0	2,925,574
H26	1,154,300	90,258	0	428,883	0	1,673,441
平均	1,778,067	109,671	283,442	294,374	20,520	

消防署松丘分署

年度	光熱水費	電話代	委託料	その他物件費	維持補修費	合計
H30	2,002,367	58,435	263,720	74,956	0	2,399,478
H29	1,966,929	58,035	263,720	71,588	22,680	2,382,952
H28	2,025,678	102,362	534,568	213,653	104,652	2,980,913
H27	2,226,760	109,029	506,720	202,445	96,660	3,141,614
H26	2,449,013	67,593	506,720	638,516	49,680	3,711,522
平均	2,134,149	79,091	415,090	240,232	54,734	

(6) 消防団施設のコスト

消防団施設の年度間の維持管理コストを比較すると、ほぼ横ばいとなっている。今後については、常備消防施設と同様に、施設の老朽化に伴い維持補修費が増加することが想定される。

表5 消防団施設関連経費の推移

消防団施設		単位：円				
年度	光熱水費	電話代	委託料	その他物件費	維持補修費	合計
H30	2,201,981	0	0	72,864	1,144,800	3,419,645
H29	2,031,601	0	0	178,896	1,199,113	3,409,610
H28	2,090,858	0	0	143,656	1,214,847	3,449,361
H27	2,165,794	0	0	33,372	1,214,460	3,413,626
H26	2,357,736	0	0	67,540	1,214,423	3,639,699
平均	2,169,594	0	0	99,266	1,197,529	

2 社会情勢等を踏まえた目指すべき姿

常備消防施設については、今後も配置職員や配備車両などが大きく変動することは見込めないことから、施設を継続して使用するため、適切な維持管理を行っていく。

消防団施設については、現在、消防団の組織再編に取り組んでいる状況であるため、建替え、除却等の方針については、適正な配置となるよう慎重に検討していく必要がある。当面は、施設を継続して使用するうえで適切な維持管理を行っていく。

第3章 消防施設の状況

1 老朽化の実態

(1) 劣化度診断調査の方法

劣化状況を把握し、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ及び電気設備・機械設備は、部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA・B・C・Dの4段階で評価を行った。

【目視による評価（屋根・屋上、外壁）】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化がみられるが、安全上、機能上、問題なし
C	広範囲に劣化がみられ、安全上、機能上、低下の兆しあり
D	劣化の程度が大きく、安全上、機能上、早急な対応が必要

【経過年数による評価（内部仕上げ、電気設備、機械設備）】

評価	基準
A	新築後又は改修後10年未満
B	新築後又は改修後10年以上20年未満
C	新築後又は改修後20年以上40年未満
D	新築後又は改修後40年以上

(2) 劣化度診断調査結果

評価結果及び総合劣化度（※）は以下のとおり。

図表6 常備消防施設の老朽化状況

整理番号	施設名	建物名	総合劣化度	築後年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
6	消防本部・本署	庁舎	60.00	27	C	C	C	C	C
6	消防本部・本署	訓練棟	60.00	27	-	C	C	C	C
6	消防本部・本署	車庫	60.00	27	C	C	C	C	C
6	消防本部・本署	油脂庫	60.00	27	C	C	C	C	C
7	消防署小糸分署	庁舎	20.00	1	A	A	A	A	A
7	消防署小糸分署	倉庫棟	20.00	1	A	A	A	A	A
8	消防署上総分署	庁舎	28.00	6	B	B	A	A	A
8	消防署上総分署	自転車駐車場	20.00	6	A	-	-	-	-
8	消防署上総分署	倉庫棟	20.00	2	A	A	A	A	A
9	消防署松丘分署	庁舎	40.00	13	B	B	B	B	B
9	消防署松丘分署	倉庫棟	40.00	13	B	B	B	B	B

図表7 消防団施設の老朽化状況

整理番号	施設名	建物名	総合劣化度	築後年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
10	消防団第1分団機庫	消防団第1分団機庫	40.00	19	B	B	B	B	B
11	消防団第2分団機庫	消防団第2分団機庫	60.00	24	C	C	C	C	C
12	消防団第3分団機庫	消防団第3分団機庫	60.00	22	C	C	C	C	C
13	消防団第4分団機庫	消防団第4分団機庫	68.00	25	D	C	C	C	C
14	消防団第5分団機庫	消防団第5分団機庫	60.00	21	C	C	C	C	C
15	消防団第6分団機庫	消防団第6分団機庫	100.00	33	D	D	D	D	D
16	消防団第7分団機庫	消防団第7分団機庫	40.00	13	B	B	B	B	B
17	消防団第8分団機庫	消防団第8分団機庫	100.00	36	D	D	D	D	D
18	消防団第9分団機庫	消防団第9分団機庫	40.00	21	B	B	B	B	B
19	消防団第10分団機庫	消防団第10分団機庫	76.00	40	D	D	C	C	C
20	消防団第11分団機庫	消防団第11分団機庫	60.00	37	C	C	C	C	C
21	消防団第12分団機庫	消防団第12分団機庫	56.00	40	B	C	C	C	C

整理番号	施設名	建物名	総合劣化度	築後年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
22	消防団第13分団機庫	消防団第13分団機庫	100.00	38	D	D	D	D	D
23	消防団第14分団機庫	消防団第14分団機庫	20.00	4	A	A	A	A	A
24	消防団第15分団機庫	消防団第15分団機庫	40.00	17	B	B	B	B	B
25	消防団第16分団機庫	消防団第16分団機庫	60.00	25	C	C	C	C	C
26	消防団第17分団機庫	消防団第17分団機庫	20.00	0	A	A	A	A	A
27	消防団第18分団機庫	消防団第18分団機庫	20.00	3	A	A	A	A	A
28	消防団第19分団機庫	消防団第19分団機庫	-	-	-	-	-	-	-
29	消防団第20分団機庫	消防団第20分団機庫	100.00	34	D	D	D	D	D
30	消防団第21分団機庫	消防団第21分団機庫	40.00	18	B	B	B	B	B
31	消防団第22分団機庫	消防団第22分団機庫	100.00	36	D	D	D	D	D
32	消防団第23分団機庫	消防団第23分団機庫	100.00	37	D	D	D	D	D
33	消防団第18分団二部機庫	消防団第18分団二部機庫	40.00	15	B	B	B	B	B
34	消防団第25分団機庫	消防団第25分団機庫	100.00	33	D	D	D	D	D
35	消防団第26分団機庫	消防団第26分団機庫	40.00	18	B	B	B	B	B
36	消防団第27分団機庫	消防団第27分団機庫	100.00	35	D	D	D	D	D
37	消防団第28分団機庫	消防団第28分団機庫	100.00	34	D	D	D	D	D
38	消防団第29分団機庫	消防団第29分団機庫	100.00	34	D	D	D	D	D
39	消防団第30分団機庫	消防団第30分団機庫	100.00	36	D	D	D	D	D
40	消防団旧第31分団機庫	消防団旧第31分団機庫	84.00	34	C	C	D	D	D
41	消防団第32分団機庫	消防団第32分団機庫	40.00	20	B	B	B	B	B
42	消防団第33分団機庫	消防団第33分団機庫	100.00	33	D	D	D	D	D
43	消防団第34分団機庫	消防団第34分団機庫	60.00	37	C	C	C	C	C
44	消防団第35分団機庫	消防団第35分団機庫	100.00	38	D	D	D	D	D
45	消防団第36分団機庫	消防団第36分団機庫	100.00	39	D	D	D	D	D
46	消防団第37分団機庫	消防団第37分団機庫	100.00	40	D	D	D	D	D
47	消防団第38分団機庫	消防団第38分団機庫	60.00	38	C	C	C	C	C
48	消防団第39分団機庫	消防団第39分団機庫	100.00	40	D	D	D	D	D

整理番号	施設名	建物名	総合劣化度	築後年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
49	消防団第40分団機庫	消防団第40分団機庫	40.00	14	B	B	B	B	B
50	消防団第41分団機庫	消防団第41分団機庫	40.00	17	B	B	B	B	B
51	消防団第42分団機庫	消防団第42分団機庫	100.00	36	D	D	D	D	D
52	消防団第43分団機庫	消防団第43分団機庫	100.00	35	D	D	D	D	D
53	消防団第44分団機庫	消防団第44分団機庫	100.00	38	D	D	D	D	D

※各部位ごとのA・B・C・Dを評価

A：10点 B：20点 C：30点 D：50点

ただし、ひとつの部位の中で部材等によって、評価結果が複数ある場合は、そのうちのひとつを評価結果として表示している。

※総合劣化度＝劣化度の合計点／劣化度の最大値×100

○写真



第23分団機庫（軒天）



第26分団機庫（屋外階段）



第37分団機庫（屋根）



第38分団機庫（シャッター）



劣化度診断調査の結果は、上記のとおりとなった。特に建築年数が30年以上経過し、大規模な改修が実施されていない施設において内装や外装の劣化などが多く見られた。

2 老朽化状況の実態を踏まえた課題

常備消防施設については、消防庁舎においては劣化が進行している状況となっている。他の分署については築年数が浅いこともあり、施設の健全性が保たれているが、今後も、施設を継続して使用するため、劣化状況に応じた適切な維持管理を行う必要がある。

消防団施設については、劣化が進んだ施設が多数あり、消防団の組織再編に伴う消防団施設の整備の在り方について検討が急務となっている。

第4章 対策の優先順位の考え方

1 対策の優先順位の考え方

公共施設を計画的に維持管理していくためには、適切な対策を実施する必要がある。

しかし、本市の財政状況を考慮すると、すべてに対応できる財政的な余力はなく、一定程度の判断基準を設定し、優先すべき対策の検討や決定を行う必要がある。そのための判断基準として、公共施設の安全性、機能性、経済性、社会性の他、利用状況や劣化度等の観点から総合的に判断を行う。

ただし、すでに利用されている公共施設において、安全性が損なわれている施設や機能性が低下している施設は、優先的に対策を実施する。

【対策の優先順位の考え方】

視点	判断内容
安全性	災害時や現状のまま放置しておく利用者に対して、直接又は間接に、人的及び物理的被害を及ぼす恐れがあるもの (例：消防設備の不備、部材等の落下)
	施設及び敷地において、悪影響を及ぼす恐れがあるもの (例：機器故障による異音)
	改修により施設の長寿命化・耐震化・機能改善が見込まれるもの (例：屋根防水の改修、外壁塗装、亀裂補修等、躯体の構造的強度の低下防止のための改修)
機能性	設置当初の要求事項が満たせなくなったもの (例：漏水・雨漏り、設備機器の故障等による停止)
経済性	予防保全によるライフサイクルコストの低減が見込まれるもの (例：早期対応により、損害の拡大・費用増大を防止できるもの)
社会性	住民・利用者や社会のニーズの変化により、利用者満足度を満たせなくなったもの (例：LEDへの交換、バリアフリー、省エネルギー化等)

2 対策の優先順位

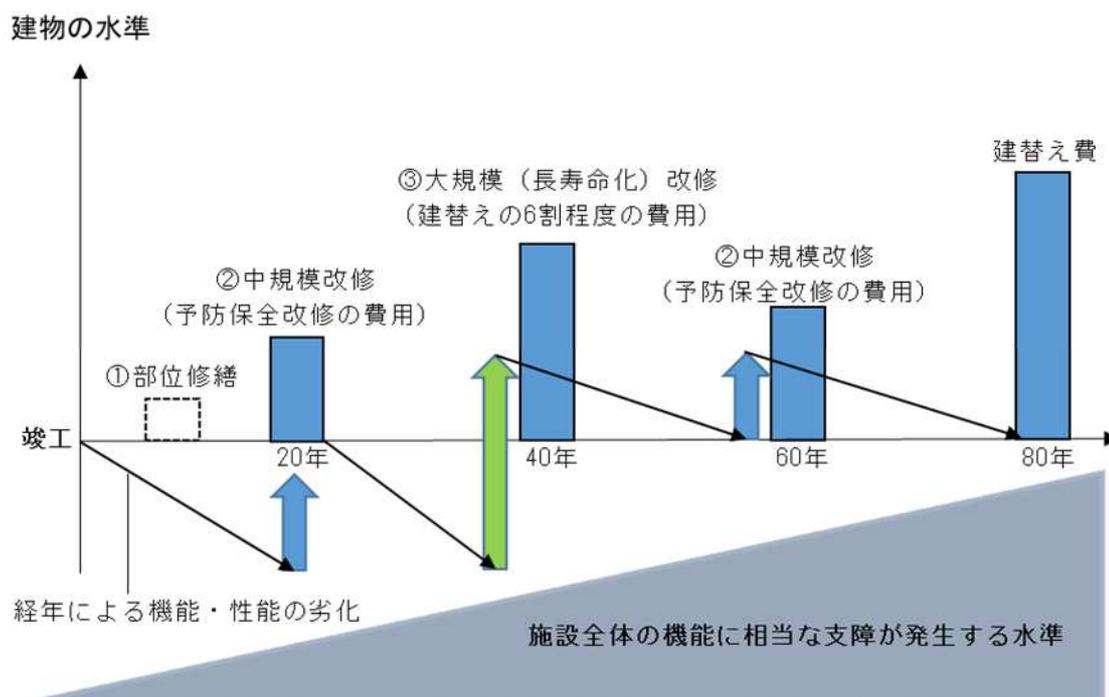
劣化度診断調査の結果、総合劣化度が 60.00 以上で、かつ施設を継続する必要性が高い施設は、大規模改修・建替え等にかかる費用を踏まえ、建物として保有する必要性を検討した上で、大規模改修や建替え等を早期に実施する。

一方、調査の結果、総合劣化度が 60.00 以上の施設で、施設を継続する必要性が低い施設は、原則として建替えを行わず、建物として保有するかを検討し、必要に応じ修繕を行う。また、保有しないと判断した場合、機能の維持について必要性を検討し、集約化あるいは統合、施設の除却等を進める必要がある。

3 対策周期の設定

予防保全の観点から、施設の長寿命化を図っていくために必要となる定期的な対策周期を設定する。なお、主な対策周期のイメージと各構造の具体的な対策周期は、以下のとおり。

【常備消防施設目標使用年数 80 年の対策周期イメージ】



出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）を参考に作成

①部位修繕	劣化度診断調査の結果、C評価は10年以内、D評価は5年以内に部位別の修繕を行うことを検討する。 ただし、大規模改修や建替え等の前後10年に重なる場合は、部位修繕を含めて実施する。
②中規模改修	竣工後20年（木造13年）と60年（木造39年）目を目途に実施する改修で、屋上・屋根や外壁改修、設備機器の入替等を行う。 主に建物の機能回復を目的とする。
③大規模（長寿命化）改修	竣工後40年（木造25年）目を目途に実施する改修で、中規模改修の項目に加えて、給排水管の入替、空調ダクトの入替、躯体の中性化対策等を行う。 主に建物を現状の社会的要求水準まで高めること、以後40年間の使用に耐えうるものとする。

【常備消防施設の目標使用年数（構造別）】

構造	目標使用年数				大規模改修		中規模改修
	事後保全型		予防保全型		事後	予防	
	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震			
鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造	50年	60年	70年	80年	30年	40年	20年
木造、軽量鉄骨造、プレハブ造	40年		50年		20年	25年	13年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（一般社団法人日本建築学会）

第5章 消防施設の今後の基本方針

1 公共施設の今後の考え方

公共施設の方向性を以下のように定義し、各施設の方向性を示します。

用語	説明
機能の方向性	
継 続	公共施設が持つ機能を継続します。
集約化	公共施設が持つ機能が同じ場合、機能を集約化し、現在のニーズに合った機能規模に最適化します。
統 合	目的が異なる公共施設が持つ機能が類似している場合、機能を統合し、現在のニーズに合った機能規模に最適化します。
廃 止	公共施設が持つ機能を廃止します。
施設の方向性	
除 却	機能の廃止等に伴い、不要となった施設を取り壊します。
売 却	機能の廃止等に伴い、不要となった施設を売払います。
改 修	施設の長寿命化を目的とした中規模改修や大規模改修を行います。
建替え	老朽化した施設を取り壊し、建て替えます。
譲 渡	施設を無償で譲渡します。
転 用	施設の用途を異なる用途に変更し、機能に合わせた改修を行い、利用します。
複合化	異なる機能を持つ施設を1つの施設にまとめる改修を行い、効率や利便性を向上させます。

2-1 機能・施設の方向性（常備消防施設）

総合劣化度等を踏まえ、今後は以下のとおり実施する。

整理 番号	施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	使用 年数	耐用 年数	耐震		職員数	総合 劣化度	機能の 方向性	施設の 方向性
							診断	補強				
6	消防本部・本署	3,756.89	鉄骨鉄筋コ ンクリート	H5	27	50	新耐 震	不 要	89	60.00	継 続	改 修
7	消防署小糸分署	612.93	鉄骨造	R1	1	38	新耐 震	不 要	23	20.00	継 続	改 修
8	消防署上総分署	737.37	鉄骨造	H26	6	38	新耐 震	不 要	23	22.67	継 続	改 修
9	消防署松丘分署	533.79	鉄骨造	H19	13	38	新耐 震	不 要	23	40.00	継 続	改 修

※構造は、代表建物の建物構造。

※建築年度及び使用年数は、代表建物の年数。

※職員数は、平成30年度の数。

※総合劣化度は、建物ごとの総合劣化度の平均。

① 消防本部・本署の方向性

消防庁舎は、平成5年度に建設された施設である。今後とも、施設を継続して使用するために、計画的に予防保全型の改修を実施していくこととする。

② 消防署小糸分署の方向性

消防署小糸分署は、建物の老朽化に伴い、令和元年度に建替えを実施した施設である。今後とも、施設を継続して使用するために、計画的に予防保全型の改修を実施していくこととする。

③ 消防署上総分署の方向性

消防署上総分署は、建物の老朽化に伴い、平成26年度に建替えを実施した施設である。今後とも、施設を継続して使用するために、計画的に予防保全型の改修を実施していくこととする。

④ 消防署松丘分署の方向性

消防署松丘分署は、平成19年度に新設された施設である。今後とも、施設を継続して使用するために、計画的に予防保全型の改修を実施していくこととする。

2-2 機能・施設の方向性（消防団施設）

総合劣化度等を踏まえ、当面は以下のとおり実施する予定だが、組織再編の状況を踏まえ、適宜見直しを行っていく。

整理番号	施設名	延床面積(m ²)	構造	建築年度	使用年数	耐用年数	耐震		団員数	総合劣化度	機能の方向性	施設の方向性
							診断	補強				
10	消防団第1分団機庫	52.00	鉄骨造	H13	19	34	新耐震	不要	19	40.00	継続	期間外(建替え)
11	消防団第2分団機庫	53.70	鉄骨造	H8	24	34	新耐震	不要	20	60.00	継続	期間外(建替え)
12	消防団第3分団機庫	53.70	鉄骨造	H10	22	34	新耐震	不要	16	60.00	継続	期間外(建替え)
13	消防団第4分団機庫	51.90	鉄骨造	H7	25	34	新耐震	不要	16	68.00	継続	期間外(建替え)
14	消防団第5分団機庫	53.70	鉄骨造	H11	21	34	新耐震	不要	21	60.00	継続	期間外(建替え)
15	消防団第6分団機庫	46.40	木造	S62	33	22	新耐震	不要	20	100.00	継続	建替え
16	消防団第7分団機庫	59.60	鉄骨造	H19	13	34	新耐震	不要	19	40.00	継続	期間外(建替え)
17	消防団第8分団機庫	46.40	木造	S59	36	22	新耐震	不要	17	100.00	継続	建替え
18	消防団第9分団機庫	58.00	鉄骨造	H11	21	34	新耐震	不要	18	40.00	継続	期間外(建替え)
19	消防団第10分団機庫	46.40	軽量鉄骨造	S55	40	19	未実施	未実施	18	76.00	継続	建替え
20	消防団第11分団機庫	46.40	軽量鉄骨造	S58	37	19	新耐震	不要	21	60.00	継続	建替え
21	消防団第12分団機庫	46.40	軽量鉄骨造	S55	40	19	未実施	未実施	18	56.00	継続	建替え
22	消防団第13分団機庫	46.40	木造	S57	38	22	新耐震	不要	21	100.00	継続	建替え
23	消防団第14分団機庫	66.24	木造	H28	4	22	新耐震	不要	21	20.00	継続	期間外(建替え)
24	消防団第15分団機庫	52.00	鉄骨造	H15	17	34	新耐震	不要	21	40.00	継続	期間外(建替え)
25	消防団第16分団機庫	51.90	鉄骨造	H7	25	34	新耐震	不要	18	60.00	継続	期間外(建替え)
26	消防団第17分団機庫	46.37	木造	R2	0	22	新耐震	不要	18	20.00	継続	期間外(建替え)

整理 番号	施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	使用 年数	耐用 年数	耐震		団員数	総合 劣化度	機能の 方向性	施設の 方向性
							診断	補強				
27	消防団第18分団機庫	66.24	木造	H29	3	22	新耐震	不要	26	20.00	継続	期間外 (建替え)
28	消防団第19分団機庫	—	—	—	—	—	—	—	17	—	継続	建替え
29	消防団第20分団機庫	46.40	木造	S61	34	22	新耐震	不要	19	100.00	継続	建替え
30	消防団第21分団機庫	52.70	軽量 鉄骨造	H14	18	19	新耐震	不要	15	40.00	継続	建替え
31	消防団第22分団機庫	46.40	木造	S59	36	22	新耐震	不要	17	100.00	継続	建替え
32	消防団第23分団機庫	46.40	木造	S58	37	22	新耐震	不要	12	100.00	継続	建替え
33	消防団第18分団二部機庫	64.50	鉄骨造	H17	15	34	新耐震	不要	—	40.00	継続	期間外 (建替え)
34	消防団第25分団機庫	46.40	木造	S62	33	22	新耐震	不要	17	100.00	継続	建替え
35	消防団第26分団機庫	58.00	鉄骨造	H14	18	34	新耐震	不要	25	40.00	継続	期間外 (建替え)
36	消防団第27分団機庫	46.40	木造	S60	35	22	新耐震	不要	25	100.00	継続	建替え
37	消防団第28分団機庫	46.40	木造	S61	34	22	新耐震	不要	28	100.00	継続	建替え
38	消防団第29分団機庫	46.40	木造	S61	34	22	新耐震	不要	23	100.00	継続	建替え
39	消防団第30分団機庫	46.40	木造	S59	36	22	新耐震	不要	22	100.00	継続	建替え
40	消防団旧第31分団機庫	46.40	木造	S61	34	22	新耐震	不要	—	84.00	廃止	売却
41	消防団第32分団機庫	58.00	鉄骨造	H12	20	34	新耐震	不要	17	40.00	継続	期間外 (建替え)
42	消防団第33分団機庫	46.40	木造	S62	33	22	新耐震	不要	13	100.00	継続	建替え
43	消防団第34分団機庫	46.40	軽量 鉄骨造	S58	37	19	新耐震	不要	13	60.00	継続	建替え
44	消防団第35分団機庫	46.40	木造	S57	38	22	新耐震	不要	17	100.00	継続	建替え
45	消防団第36分団機庫	46.40	木造	S56	39	22	新耐震	不要	16	100.00	継続	建替え

整理 番号	施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	使用 年数	耐用 年数	耐震		団員数	総合 劣化度	機能の 方向性	施設の 方向性
							診断	補強				
46	消防団第37分団機庫	46.40	木造	S55	40	22	未 実 施	未 実 施	14	100.00	継 続	建替え
47	消防団第38分団機庫	46.40	軽 量 鉄 骨 造	S57	38	19	新 耐 震	不 要	17	60.00	継 続	建替え
48	消防団第39分団機庫	46.40	木造	S55	40	22	未 実 施	未 実 施	16	100.00	継 続	建替え
49	消防団第40分団機庫	59.60	鉄骨造	H18	14	34	新 耐 震	不 要	16	40.00	継 続	期間外 (建替え)
50	消防団第41分団機庫	64.20	鉄骨造	H15	17	34	新 耐 震	不 要	18	40.00	継 続	期間外 (建替え)
51	消防団第42分団機庫	46.40	木造	S59	36	22	新 耐 震	不 要	14	100.00	継 続	建替え
52	消防団第43分団機庫	46.40	木造	S60	35	22	新 耐 震	不 要	18	100.00	継 続	建替え
53	消防団第44分団機庫	46.40	木造	S57	38	22	新 耐 震	不 要	16	100.00	継 続	建替え

※構造は、代表建物の建物構造。

※建築年度及び使用年数は、代表建物の年数。

※団員数は、平成30年度の数。

※総合劣化度は、建物ごとの総合劣化度の平均。

※実施スケジュールに方向性が複数ある場合は、括弧書きで記載。

① 消防団施設の方向性

基本的に、消防団施設のうち耐用年数を経過したものは、老朽化の進んだ施設から順次建替えを行ってきた。今後消防団の組織再編等を踏まえ、統合後の施設の在り方については、消防団の組織再編計画と併せて、適正な規模、配置を含めた機能及び施設の方向性を継続的に検討する必要がある。

3 改修の方針

常備消防施設については、国民の生命、身体及び財産を火災等から保護する役目を果たすために必要不可欠な施設であるため、今後とも継続的に使用していく必要がある。そのため、経過年数に伴い増加していく修繕費を念頭に置き、計画的に改修を実施していく必要がある。

消防団施設についても地域の防災拠点として必要不可欠な施設であるが、人口の減少等に伴い、消防団員が減少していることを踏まえ、現在、組織の再編を進めている。統合後の施設の在り方については、消防団の組織再編計画と併せて、機能及び施設の方向性を継続的に検討する必要がある。

第6章 消防施設の事業化の見込み

1-1 事業化の見込み（常備消防施設）

総合管理計画では、大規模改修、建替えの費用を推計したが、より精度を高めるため、本計画では、中規模改修、除却費なども計上するほか、構造や築年数によって各施設の目標使用年数等を考慮し、事業の見込みとする。

なお、この事業の見込みは、あくまでも現時点でのものであり、実際の対策費用とは異なる可能性があるため、今後の整備計画や本計画の見直しに合わせて精査していくこととする。

また、全体の期間は、令和3年度から総合管理計画の計画期間である令和28年度までとし、それを第1期から第3期までの3期に区分する。

整理番号	施設名	第1期 (～R12)	第2期 (～R20)	第3期 (～R28)
6	消防本部・本署	改修		
7	消防署 小糸分署			改修
8	消防署 上総分署		改修	
9	消防署 松丘分署	改修		
概算(千円)		1,454,105	88,484	73,552

※実施スケジュールについては、施設の老朽度などのハード面の状況と、財政フレームに合わせた財政負担のバランスが重要となるため、一定の基準に基づいて、平準化する必要がある。

そのため、今後の詳細なスケジュールは、総合計画の中で、どの施設から整備を進めていくかを明確化することとし、具体的な整備計画として、実施の時期を総合計画に定めていく。

1-2 事業化の見込み（消防団施設）

総合管理計画では、大規模改修、建替えの費用を推計したが、より精度を高めるため、本計画では、中規模改修、除却費なども計上するほか、構造や築年数によって各施設の目標使用年数等を考慮し、事業の見込みとする。

なお、この事業の見込みは、あくまでも現時点でのものであり、実際の対策費用とは異なる可能性があるため、今後の整備計画や本計画の見直しに合わせて精査していくこととする。

また、全体の期間は、令和3年度から総合管理計画の計画期間である令和28年度までとし、それを第1期から第3期までの3期に区分する。

整理番号	施設名	第1期 (～R12)	第2期 (～R20)	第3期 (～R28)
10	消防団 第1分団機庫	期間外 (建替え)		
11	消防団 第2分団機庫	期間外 (建替え)		
12	消防団 第3分団機庫	期間外 (建替え)		
13	消防団 第4分団機庫	期間外 (建替え)		
14	消防団 第5分団機庫	期間外 (建替え)		
15	消防団 第6分団機庫	建替え		
16	消防団 第7分団機庫	期間外 (建替え)		
17	消防団 第8分団機庫	建替え		
18	消防団 第9分団機庫	期間外 (建替え)		
19	消防団 第10分団機庫	建替え		
20	消防団 第11分団機庫	建替え		
21	消防団 第12分団機庫	建替え		
22	消防団 第13分団機庫	建替え		

整理番号	施設名	第1期 (～R12)	第2期 (～R20)	第3期 (～R28)
23	消防団 第14分団機庫		期間外 (建替え)	
24	消防団 第15分団機庫		期間外 (建替え)	
25	消防団 第16分団機庫		期間外 (建替え)	
26	消防団 第17分団機庫		期間外 (建替え)	
27	消防団 第18分団機庫		期間外 (建替え)	
28	消防団 第19分団機庫			建替え
29	消防団 第20分団機庫	建替え		
30	消防団 第21分団機庫			建替え
31	消防団 第22分団機庫	建替え		
32	消防団 第23分団機庫	建替え		
33	消防団 第18分団 二部機庫		期間外 (建替え)	
34	消防団 第25分団機庫	建替え		
35	消防団 第26分団機庫		期間外 (建替え)	
36	消防団 第27分団機庫	建替え		
37	消防団 第28分団機庫	建替え		
38	消防団 第29分団機庫	建替え		
39	消防団 第30分団機庫	建替え		

整理番号	施設名	第1期 (～R12)	第2期 (～R20)	第3期 (～R28)
40	消防団 旧第31分団機庫	売却		
41	消防団 第32分団機庫	期間外 (建替え)		
42	消防団 第33分団機庫	建替え		
43	消防団 第34分団機庫	建替え		
44	消防団 第35分団機庫	建替え		
45	消防団 第36分団機庫	建替え		
46	消防団 第37分団機庫	建替え		
47	消防団 第38分団機庫	建替え		
48	消防団 第39分団機庫	建替え		
49	消防団 第40分団機庫	期間外 (建替え)		
50	消防団 第41分団機庫	期間外 (建替え)		
51	消防団 第42分団機庫	建替え		
52	消防団 第43分団機庫	建替え		
53	消防団 第44分団機庫	建替え		
概算(千円)		445,440	0	39,640

※実施スケジュールについては、施設の老朽度などのハード面の状況と、財政フレームに合わせた財政負担のバランスが重要となるため、一定の基準に基づいて、平準化する必要がある。

そのため、今後の詳細なスケジュールは、総合計画の中で、どの施設から整備を進めていくかを明確化することとし、具体的な整備計画として、実施の時期を総合計画に定めていく。

第7章 個別施設計画の推進

1 推進体制等

(1) 推進体制

個別施設計画を継続的に運用していくため、消防総務課を中心にファシリテスマネジメント部門や企画（まちづくり）部門、建設部門等と連携を図るとともに、総合計画に反映し、全庁的な体制により計画の推進を図る。

(2) フォローアップ

施設改修等の実施にあたっては、庁内の合意形成を図り、総合計画において事業化を進め、予算化する。

また、事業の進捗状況や施設の点検結果等を反映するなど、定期的なフォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを図るものとする。

(3) 今後の課題

本市においては、昭和55年以前に建築した施設の割合が多く、改築となる建物が増加する予定であるが、近年、老朽化による施設の改築事業の実績がなく、財政計画において予算化されていなかったため、改築事業の実施にあたっては予算の確保が大きな課題となる。

今後、老朽化した施設の更新は避けられないことから、中長期的な公共施設マネジメントについて全庁的な検討を行うとともに、継続的な維持管理を行う必要がある。